

春日部市告示第383号

市の歳入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の3第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務の指定を取り消したので、同条第2項の規定により以下のとおり告示する。

令和8年7月1日

春日部市長 岩谷 一弘

1 受託者

- (1) 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- (2) 名称 株式会社NTTドコモ

2 委託事務

市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、放課後児童クラブ保育料、公立保育所給食費、学校給食費に係るスマートフォン決済における収納事務

3 指定を取り消した日

令和8年7月2日